

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 旅行業法施行令の一部改正

一 旅行業者等は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く）と旅行業務に関し契約を締結したときに交付する書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。）に対し、情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

二 旅行サービス手配業者は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときに交付する書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

三 登録研修機関の登録の有効期間は、三年とすること。

四 地域限定旅行業務取扱管理者試験の手数料の額は、五千五百円とすること。

五 観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とすること。

六 旅行サービス手配業に関する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うものとし、報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げないものとする。

七 その他所要の改正を行うものとする。

(本則第一条関係)

## 第二 関係政令の一部改正

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴い、登録免許税法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

(本則第二条から第八条まで関係)

## 第三 施行期日

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月四日)から施行するものとする。

(附則関係)